

優生学から見た子ども

——『教育学における優生思想の展開』の総括として——

藤川信夫

1. 優生学小史

生殖プロセスへの介入によって生まれてくる子孫の質を人為的に制御しようとする思想を優生思想と呼ぶなら、すでに古代ギリシアの哲学者プラトンですら優生思想をもっていた。プラトンは『国家』の中で次のように述べている。「最もすぐれた男たちは最もすぐれた女たちと、できるだけしばしば交わらなければならないし、最も劣った男たちと最も劣った女たちは、その逆でなければならない。また一方から生まれた子供たちは育て、他方の子供たちは育ててはならない」(プラトン『国家(上)』岩波書店 三六四—三六七頁)。

しかし、優生思想をはじめ一つの学問体系として確立しようと試みたのは、チャールズ・ダーウィンの従兄弟であるイギリスのフランシス・ゴルトンであった。彼は、ダーウィンの『種の起源』(一八五九年)に触発され、『人間の能力とその発達の研究』(一八八三年)の中で、この学問に「良い生まれについての学問」を意味する *eugenics* (優生学) という名を与え、家系に関する資料と統計学的方法を用いて遺伝が人間の才能をどの程度規定するのかを解明しようとした。その後、彼が晩年に第一回イギリス社会学会で行った講演「優生学—その定義、展望、目的—」(一九〇四年)が優生学の発展にとって重要な契機となった。そこで彼は、優生学を「ある人種の生得的質の改良に影響するすべてのもの、およびこれによってその質を最高位にまで発展させることを扱う学問」として明確に定義するとともに、「遺伝知識の普及、国家・文明・人種・社会階層の消長の歴史的研究、隆盛を極めている家系についての体系的な情報収集、結婚の影響の研究」をその具体的課題として提示した。この講演を機に、多くの知識人たちが優生学に多大な関心を示すようになった。こうして一九〇七年にはイギリスで優生学教育協会が発足し、雑種第一代以降の形質の出現頻度を正確に教学的に予測しうる方法と見なされていたメンデルの遺伝説を新たに取り入れながら、優生学の啓蒙活動のみならず優生政策も本格的に推進されることになった。

そうした運動の重要な成果の一つとして精神病法の制定が挙げられる。イギリスでは一八七〇年の教育法による初等教育の義務化により、授業についていけない多くの子どもたちが肉体的・精神的欠陥を持っていること、そしてその中に多くの精神・神経系の障害児が含まれていることがすでに知られていた。また、一九世紀末には極貧層の人々の一部が、精神障害者(精神薄弱者)として、つまり病気として捉え直された。当時、精神障害は遺伝によるものであり、しかも精神障害の女性は多産であると信じられていたため、これが精神障害をもつ子どもの増加を暗示するものと考えられた。こうした歴史的状况の下で行われた優生学者たちの活動の成果として、一九一三年には、精神障害者の強制収容と性的隔離を含む精神病法が成立したのである。一九世紀末に発案された優生学は、こうして二〇世紀前半に、教育改革、婦人解放、社会主義、公衆衛生などの生活改善運動とともに、知識人のみならず一般民衆をも巻き込む大きな運動(優生運動)になっていったのである。

ところで、この時期にヨーロッパで優生学が成立し運動として展開しえたことには、多くの人々が共有しうるキリスト教的世界観・価値観が崩壊したという時代背景があった。この世界観・価値観に最初に打撃を与えたのはダーウィンの進化論であり、さらに決定的な打撃を与えたのは第一次世界大戦であった。こうした時代状況下で、優生学は、進化論と遺伝の原理を人間に適用する試みとして、キリスト教的救済史観が瓦解した後の思想的空白を埋める世俗的代替物の機能を果たした。それまでキリスト教神学が人類史にプロットを提供していたのだとすれば、いまや、自然科学が新たなプロットの提供者となったのである。より厳密に言えば、ダーウィンの進化論が人類史に自然淘汰とい

うプロットを提供するものであったとすれば、優生学は遺伝プロセスへの介入による人為淘汰というプロットを提供するものであった。当時、先進諸国では、医療や福祉制度の発達によって、本来自然淘汰によって絶滅するはずの劣等な遺伝的素質を持った者が増加し、逆に、戦争や産児制限によって優秀な遺伝的素質を持つ者が減少すると危惧されていた。このいわゆる「逆淘汰」現象を本来の自然淘汰に近い状態へと人為的に回復させる試み、それが優生学であると見なされた。その意味で、優生学は、神でも自然でもなく、人間を人類史の主人の地位に据えようとする一つの試みだったのである。

イギリスでこうして興った優生学だが、やがてその学問研究の中心はアメリカに移っていくことになった。このことを象徴するように、第一回の国際優生学会議は一九二二年にロンドンで開催されたが、第二回会議は一九二二年にニューヨークで開催された（この国際会議の開催を機にアメリカ優生協会が設立された）。ヨーロッパとは異なり、多元社会アメリカでは、もともと共通の宗教的価値観が成立しにくく、それゆえ、自然科学が社会的共通価値の代用物となりやすい土壌があった。

アメリカでは早くも一九〇四年にはロング・アイランドのコールド・スプリング・ハーバーに実験進化研究所が設立され、すでに第一次世界大戦直前には世界第一級の遺伝学研究施設になっていた。この研究所では、変異個体間や変種間の交配、形質の発現、その伝播の仕方の研究によって進化プロセスの解明が試みられた。さらに一九一〇年には、研究所の附属施設として優生学記録局が新設された。ここでは、個人の形質特徴とその家系に関する膨大なデータが収集され、人間の様々な形質特徴の出現をメンデルの遺伝原理によって説明しようとする試みがなされた。こうして優生学はアメリカ社会に次第に認知されるようになった。そして、イギリスの場合と同様に精神障害者や犯罪者の増加が危惧される中、一九〇七年以降、彼らに対して強制的に不妊手術を施す断種法が多くの州で成立し、一九二七年にはついに連邦最高裁判所が強制断種を合憲として承認するに至った（アメリカでは一九〇七年、インディアナ州で世界で最初の断種法が成立して以降、最終的には三州で断種法が成立した。ちなみにヨーロッパで最初の断種法は一九二五年にスイスのヴォー州で成立し、次いで同年にデンマークでも成立している。さらに、ドイツでは一九三三年、スウェーデンでは一九三四年に成立している。日本でも一九四〇年に国民優生法が成立しているが、そこには強制断種の規定は盛り込まれなかった）（アメリカにおける優生思想の展開の詳細については丸山恭司「戦間期アメリカにおける優生思想普及活動の展開―米国優生学協会の資料から―」、また教育学的言説とのズレについては古屋恵太「ジョン・デューイによるIQ論争の再文脈化の試み―優生学的思考を可能とする個性概念との対峙―」参照）。

さらにアメリカでは、優生学者たちによる啓蒙活動のもう一つの成果として、東欧・南欧からの移民の生物学的劣等性（IQテストはこの主張に科学的的外観を与えた）を根拠に非アングロ・サクソンの移民を制限する絶対移民制限法が一九二四年に連邦議会を通過している。この意味で、優生学は、単に遺伝病の予防を目指すだけでなく、人種主義イデオロギーとも結びついていたと言える。

第二次大戦後も、優生学と優生政策は各国で継続された。今日から見れば、優生学は、ナチスによる圧政やユダヤ人等に対する大量虐殺と同根のものと思えるかもしれない。たしかに、ドイツでも、イギリスやアメリカと同様に優生学（人種衛生学）が発展したし、またナチスが政権を獲得した一九三三年に断種法を成立させている。しかし、ニュルンベルク裁判の訴追理由に優生政策が入っていなかったし、一九四五年に連合軍が設置した非ナチ化委員会が行った強制解除の対象にもナチス断種法は含まれていなかった。日本に目を転じれば、戦前の国民優生法（一九四〇年）を受け継ぐ戦後日本の優生保護法（一九四八年成立）によって、国民優生法では認められていなかった障害者への強制断種が、むしろ新たに合法化されたのである。敗戦国ですらそうだったわけであるから、もちろん戦勝国アメリカでも六〇年代まで精神病・精神障害者に対する断種は問題化しなかったし、北欧諸国でも事情は同様であった。要するに、優生学や優生政策と、ナチスによるユダヤ人の大量虐殺や障害者に対する安楽死計画（これらはいずれも殺人

である」とは別物と見なされていたのである。

しかし、一九七〇年前後に、ナチスと優生学とを直結させるような批判のスタイルが生まれ、一般に浸透していった。その背景には次のような事情があった。第一に、アメリカでは、公民権運動に続いて障害者などの社会的マイノリティの権利確立運動が起こったこと。第二に、六〇年代後半の反公害運動やベトナム戦争反対運動などを機に科学技術一般や専門研究者に対して厳しい眼差しが向けられるようになったこと。そして第三に、六〇年代を通して分子生物学が確立し、遺伝の基本原理がはじめて分子レベルで解明され、DNA操作が現実味を帯び始めたことである。

しかし、興味深いことに、こうして優生学が批判の対象となり始めたのとほぼ同時に、先に触れた分子生物学における遺伝子研究、生殖医療領域における出生前診断技術の開発、さらには優生学的理由による中絶を認可するような法律面での改正の動きが活発化していく。

七〇年代には分子生物学が大躍進を遂げ、大腸菌を研究対象とした初期の分子生物学の研究成果から、DNAを生命そのものと見なすような考えが一般にも流布していった。そして早くも一九七三年にはアメリカで遺伝子組み換え技術が確立された(未だ人間のDNAに対する解読や操作の提案はなされなかった。生殖医療領域では、一九六〇年代末の羊水検査の導入に始まり、絨毛生検、超音波診断、母体血清マーカー検査といったさまざまな出生前診断技術が開発され世界的規模で実施されるようになった。日本でも六八年に羊水検査が導入され、その後、一部の地方自治体が率先してこれを普及させようとした。そして、このような出生前診断技術の適用を受け、世界各国では、法律面でも、親の疾患や障害ではなく、胎児の疾患や障害を理由とする中絶が合法化されるようになった。つまり、かつての各国の断種法では、障害を持った親から障害を持った子どもが生まれるかどうかの不確実であるにもかかわらず強断種が行われた。しかし、今や直接胎児の障害を確実に診断することが可能になり、その診断結果をもとに中絶を判断することが可能になったわけである。たとえば西ドイツでは、一九七六年の刑法第二八条の改正によって、胎児に身体的もしくは精神的な障害が見られる場合、女性の自己決定に基づいて中絶を認めるという規定が明記された(ただしこの条項は九五年に削除されることになった)。北欧諸国でも、スウェーデンではすでに六三年に中絶法の中に同様の規定が加えられていたし、デンマークの場合七三年の中絶法改正において一二週以降の中絶に関して同様の規定が加えられた。

ここで、ナチスと優生学を直結させる優生学批判と、生物学や生殖医療や法律における発展との同時性について改めて考えてみる必要がある。結論的に言えば、それまでの優生学において問題と見なされていた部分、すなわち障害者本人の意志を尊重しない強制的性格と優生学の科学性の不十分さ(まさにこの科学性の欠如故に、優生学は人種差別、階級差別、障害者差別といったイデオロギーを招来したのである)は、出生前診断の結果に基づき、親となる者自身による「自己決定」という原理と、分子生物学研究による遺伝原理の科学的解明によって洗い浄められ、それによって優生学は生まれ変わったと見ることもできる。だとすれば、七〇年代の優生学批判は、パラドキシカルであるが、まさにその批判によって、優生学から不純物を取り除き存続させたと見ることもできるだろう。

しかし、この時期の日本における優生学批判は、いち早く批判の新たな段階に到達していた。日本では、六〇年代後半からいくつかの自治体で展開された「不幸な子どもを生まないための運動」(羊水検査の普及)に対する反対運動や、胎児の障害を理由に中絶を認可する条項(胎児条項)を加えようとする優生保護法改正案に対する反対運動が、七〇年代に「青い芝の会」を中心として展開された。この運動は、行政による断種や中絶の強制だけでなく、さらには障害者を「本来、あつてはならない存在」とする「健全者のエゴイズム」や、「自分も健全者であればよかった」という障害者自身の「内なる健全者幻想」ですらも批判の対象とした(森岡次郎「青い芝の会」の思想と運動」参照)。よって、批判の矛先は、産む・産まないの自由を唱え中絶の「自己決定」権を守ろうとする女性解放運動にも向けられたのである。この運動は、障害者を含めた個人々人の心の中にある「内なる優生思想」の問題をいち早く指摘

したことによって、諸外国における論議の論点を先取りしていたと見ることもできる。だが、この反対運動のピークが政策や法に反映されることはなかったようである。たしかに、一九九六年には優生保護法の優生条項を悉く削除したかたちで母体保護法が成立している。しかし、この法律の改正を促した要因は、上述の反対運動よりも、むしろ一九九四年にカイロで開催された国連国際人口・開発会議のNGO会議において障害者の強制断種を正当化してきた日本の優生保護法が非難されたこと、九六年にらい予防法が廃止されたこと（優生保護法では「癩^{レイ}疾患」が中絶と不妊手術の対象であった）、そして厚生省の障害者政策が障害者の排除からノーマライゼーションへと転換し、「優生保護」という理念との矛盾が決定的になったことにあった。この法改正は、結局のところ「内なる優生思想」という難問の前を素通りし、単に不妊手術や中絶に伴う強制的性格を取り除いただけであった。要するに、母体保護法によって日本は、二〇〇年近く遅れて、ようやく西欧諸国の法的水準にたどり着いたにすぎないのである。

さて、日本を除く先進諸国では、八〇年代以降、障害を持つ胎児の中絶を親となる者の自己決定に関わる事項と見なすのが主流になっていった。こうして優生学がナチスの悪のイメージから解放された後、とくにアメリカで、遺伝病研究や遺伝子操作技術が目覚ましく発展していく。一九八〇年には人間に対する遺伝子治療実験がその是非をめぐる議論を待たずに行われ、八一年にはマウスの受精卵にDNAを注入する技術が確立し、八二年には成長ホルモンDNAを注入されたスーパーマウスが誕生している。八〇年代中期には、人間への遺伝子治療もDNAを直接解読しようとするヒトゲノム計画も正式に提案されはじめた。そしてついに、一九九〇年にはアメリカ国立衛生研究所がADA欠損症の子どもに対する遺伝子治療実験計画を認可し、ただちに臨床実験が開始された。さらに九〇年代には、体外受精した受精卵の染色体や遺伝子を調べ、その後これを子宮に戻すという着床前診断技術が開発された。九〇年代末には、ヒトDNAの解読に高速解読装置が用いられ、コンピュータ内に蓄積された遺伝子情報をもとに遺伝子実験を行うことが可能になり、そこからバイオフィオインフォマティクスという新たな領域が生まれた。また、発生工学領域でも、哺乳類のクローン操作やヒト胚性幹細胞の確立などの技術が開発された（以上の優生学の歴史に関する記述は、我々の共同研究の共通の出発点となった米本昌平・松原洋子・櫛島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会』講談社、二〇〇〇年に依っている）。

たしかに八〇年代以降のこうした発展が、直ちに優生学の新たな展開を意味するわけではない。実際、生体細胞に対する遺伝子治療とは異なり、遺伝の世代連鎖の中に消し去ることのできない傷跡を残す危険性を伴う生殖細胞に対する遺伝子操作は未だ公式には認められていない。しかし、優生学は今日、少なくとも、生まれてくる子どもの遺伝子を操作し、遺伝病の治療だけでなく生物学的改造も行いうるような新たな技術を手に行っていると言えるだろう。

「治療と改造との間には大きな隔たりがあるため、遺伝子治療は許容されても、遺伝子改造が認められることはあるまい」。一般にはそう思われるだろう。しかし、この隔たりはいとも簡単に飛び越えられてしまったらう。というのも、治療の目標である健康の定義にあつては、常に、歴史的・文化的に制約された何らかの規範的、人間学的前提すなわち「本来人間は〜でなければならぬ」という人間像が前提とされるからである。よって、病気の治療にはいつでもすでに人間改造の契機が含まれていることになる。だとすれば、治療を目指す医学的努力の延長線上で、誰も断絶点に気づくこともなく、いつの日か気づいた時には人間の改造が始まっていたということになるだろう。さらに、アメリカ・ペンシルベニア大学のA・キャプランの「優生学の何が非倫理的なのか」（一九九九年）は、上述のような治療と改造の間のボーダーレス化とは異なる、もう一つのボーダーレス化をすでに暗示している。すなわち、親による子どもの教育の選択と子どもの遺伝的質の選択（とそれによる生物学的改造）との間のボーダーレス化である。こうした事態を考慮すれば、今日ではまだSFでしかないデザイナーズ・ベイビー（生殖細胞に対する操作によって、親の世代が望ましいと見なした精神的・身体的な特徴や素質を備えて生まれてくる子ども）が現実^{レアル}に誕生するのも遠い日のことでないのかもしれない。

2. 優生学と教育(学)の関係

以上の優生学史の概観をもとに、ここではまず優生学の学問的基本特徴を整理し、その上で優生学と教育(学)との関係について論じることとする。

すでに見てきたように、「優生学」とは、遺伝学と進化論に基づき、個人もしくは特定の集団内における世代間の遺伝的連鎖に人為的に介入することで、「優れた」遺伝的素質を持つ子孫を増加させ、「劣悪な」遺伝的素質を持つ子孫を減少させようとする未来志向の実践的学問である。また、今日の技術的可能性をも考慮に入れるならば、優生学は、移民制限、親の世代における禁欲や避妊、断種手術や去勢手術、人工妊娠中絶、優生学的知識の普及・啓蒙活動、精子や卵子への遺伝子治療、あるいは、子の世代に当たる受精卵への遺伝子治療等によって、子孫の質を低下させる恐れのある遺伝的除去を目指す「消極的優生学」(ないし抑制的優生学)と、親の世代における結婚や生殖に関する統制や優生学的知識の普及・啓蒙活動、精子や卵子に対する遺伝子改造、あるいは、子の世代に当たる受精卵に対する遺伝子改造等によって、子孫の質を向上させる可能性のある遺伝的条件的形成を目指す「積極的優生学」(ないし促進的優生学)に大別される。

このような特徴をもった優生学と、家庭での子育てを含む教育行為との関わりはかなり限られてくる。というのも、教育行為の対象が誕生後の人間であるのに対して、優生学的実践の対象は、親となる世代の結婚ないし生殖過程か、もしくは、誕生以前の生殖細胞からである。つまり、教育と優生学的実践とは、作用点が異なるのである。よって優生学と教育行為との接点は、さしあたり親となる世代を対象とする性教育や結婚相談といった優生学的知識の普及・啓蒙という領域に限られることになるだろう(優生結婚をめぐる啓蒙活動の具体例については高木雅史「国民優生法下の優生結婚——結婚十訓——をめぐって」参照)。

たとえば、ゴルトンに発する優生学は、当初から、親となる世代に対する優生学的知識の啓蒙をその課題の一つとしていた。さらに、二〇世紀における「児童中心主義」の教育運動にとってバイブル的存在であった『児童の世紀』(一九〇〇年)の著者であり、女性解放運動家でもあったスウェーデンのエレン・ケイ、日本における代表的なケイ思想の受容者であり、また大正新教育の「児童中心主義」を主導した人物の一人である小原國芳、大正期の女性解放運動家として知られるとともに、児童中心主義の方針に惹かれて小原が園長を務めた成城小学校に二人の子どもを通わせた平塚らいてうなども、将来母親となる者に対する優生学的知識の啓蒙の必要性を唱えていた(岡部美香「優生結婚」という思想——大正期・新中間層の産育観とこれを規定する知の枠組みについて——及び「大正期の思想家に見る優生学・優生思想へのアプローチ——山本宣治における他者を(他者)として承認するまなざし——」参照)。さらに、啓蒙媒体としての新聞・雑誌にまで視野を広げるならば、大正期に成立した新中間層の女性を主たる読者とし、児童中心主義と科学的子育てに基づく「教育的家庭」の形成をも促した『婦女新聞』なども、優生学的知識を広範に普及させるために重要な役割を果たした(藤川信夫『婦女新聞』に見る優生思想の浸透過程 抵抗としての「親心」と見える将来への「不安」——参照)。当時、児童中心主義の教育、女性解放運動、そして優生学は、次のような論理によって互いに結びついていた。すなわち、女性の社会的地位の向上のためには、優生学的知識に基づいて伴侶選択(優生結婚)をし、「優れた」素質を持つ子孫を産み、その素質を大切に育むこと(児童中心主義の教育)を通じて、男性と同等に国家や社会に貢献していることを証明する必要があると考えられたのである。

日本では、戦後も、優生学と優生政策が戦前にもまして積極的に展開された。それに対応して、優生学と教育(学)の結びつきも保持され、もしくは、より一層強化されていった。たとえば、戦前の国民優生法における思想を強化する形で成立した優生保護法(一九四八〜九六年)に対応して、文部省の高等学校指導要領の「保健体育」では、「母子衛生・家族計画・国民優生」(一九六〇年)や「結婚と優生」(一九七〇年)の指導が求められた(根村直美「病氣・

障害」をめぐる優生学的言説と教育」参照。

たしかに、このように優生学を狭い意味で理解し、その実践の作用点を子どもの誕生以前の段階に置くならば、優生学と教育(学)との接点は優生学的知識の普及・啓蒙に限定される。しかし、誕生後の個体もしくは集団に備わる(とされる)「優れた」遺伝的素質の発現を促し、もしくは「劣悪な」遺伝的素質の発現を抑制するよう、個体や特定集団の生育環境を制御しようとする優境学(euthenics)をも含むものとして優生学を広義に捉えるならば、優生学と教育(学)は、より幅広く相互に結びついてきたと言える。

たとえば、イタリアの女性解放運動家であり幼児教育思想家・実践家であったマリア・モンテッソリーの「子どもの家」での教育実践とそこで適用されたモンテッソリー・メソッドや、大正新教育を理論面・実践面でリードした代表的教育学者の一人である澤柳政太郎の教育思想と彼が創設した成城小学校での実践は、時期によっては立場の変化が見られるにせよ、基本的には優境学的思想基盤の上に立っていた(山内紀幸「モンテッソリー教育と優生学」優生学的な社会改革実践としての「子どもの家」)及び藤川信夫「澤柳教育学における日本人種の遺伝学的優秀性の事後的構成―人種主義と異文化否定のジレンマを超えて―」参照。さらに、第二次世界大戦末期、悪化していく戦局を一気に好転させる新型兵器開発のため、「戦時類才教育」として各地の大学附属学校等で実践された「特別科学教育」も典型的な優境学的実践であった。一九四四年の帝国議会・衆議院本会議における承認を経て成立したこの実践では、特別クラスの選別に知能検査を用い、そうして選別された生徒たちの兵役を免除し、恵まれた環境の中で理数系に特化した教育を保障しようとしたのである(この実践は、親や子どもの「自己決定」ではなく国家的利害によって主導されたという点を除けば、すでに後述の「テイラーメイド教育」へと向かう第一歩であった)。しかも、驚くべきことに、この実践は、敗戦後廃止されるどころか、その目的を文化国家の形成に置き換えるかたちで戦後も一年間存続したのである(藤川信夫「戦時類才教育の変わり身を可能にしたもの―政治的言説と実践的言説のズレ―」参照)。

(二)までわれわれは、(狭義の)優生学と優境学とを別々に論じてきたわけだが、戦後日本では、両者の連携を示す新たな動きも現れた。すなわち、戦後、連合国最高司令官総司令部(GHQ)の指導の下で展開された戦後教育改革の中で民間情報教育局(CIE)から日本の教育学に向けられた科学化、とりわけ教育心理学研究の強化の要求と、優生学内部で戦前からの悲願であった科学化の要求に促される形で、一九四八年には双生児の入学を優先的に許可する東大附属学校が設けられ、さらに一九五一年には東京大学に双生児研究班が結成されている。これによって、教義の優生学と優境学としての教育学が、「同じ問題枠組みで、同じ研究対象を、同じ研究方法で」研究する体制が確立したのである(桑原真木子「遺伝/環境問題をめぐる優生学と教育学の関係―双生児研究の歴史を手がかりに―」参照)。

それでは、優生学批判と教育(学)の結びつきについてはどうだろうか。上述のように、一九七〇年以降、ナチス優生学への批判と出生前診断技術の確立によって、優生政策に伴う強制的性格が批判されるとともに、不妊手術や中絶の決定が親となる者の「自己決定」事項と見なされるようになった。さらに、とくに日本では、これと同時に展開された「青い芝の会」による「内なる優生思想」批判によって、すでにこの「自己決定」が孕む問題も指摘されていた。一九九六年まで優生保護法の強制断種に関わる条文を放置してきた厚生省に比べれば、こうした動きに対する文部省の反応は幾分敏感であったようである。文部省の高等学校指導要領では、一九七八年以降、「優生」に関する項目がなくなり、その結果、新指導要領に基づく「保健体育」教科書でも、かつての優生政策を批判したり、優生保護法を取り上げる場合であってもこの法律への批判の存在に言及するようになっていった(根村直美「病氣・障害」をめぐる優生学的言説と教育」参照)。その意味で、教育領域においては、優生学的知識の普及・啓蒙に対するカウンターバランスが存在してはいるようである。しかし、生殖医療領域や生命科学領域において哲学的、倫理的、法的論議に先行して技術開発がなされてきた現状を考慮すれば、このカウンターバランスが十分に機能しうるのかどうか実に心許ない。

他方、教育領域において、優境学批判はこれまでほとんどなされてこなかった。というのも、優境学はそもそも生殖細胞や生体の遺伝子を操作するものではないため、生命倫理的議論の対象とはなりにくいからである。さらに、古くから主張され実践されてきた「個性に応じた教育」との区別が難しいという事情もある。その限りでは、将来いつの日か、優生学及び優境学の暫定的研究成果をもとに、たとえば顧客である学習者の遺伝的素質に即して特化された個別学習プログラムを提供する「テイラーメイド教育」が教育産業の商品として売り出されることになったとしても何ら不思議ではない。学習効率至上主義のもとで、生徒、教師、教員養成といったあらゆるレベルでマネージメントの網の目が張り巡らされつつある近年の教育事情に鑑みれば、それを単なるフィクションとして片付けることはできないだろう（藤川信夫「エッセイ―新優境学としてのオーダーメイド教育に関する未来完了的空想」参照）。

3. 優生学から見た（？）子ども

それでは、上述の優生学と教育（学）の関係史の中で、子どもはいかなる存在と見なされてきたのだろうか。まず第一に、たとえば断種法や移民制限に代表されるような優生政策推進者たちの視野の中では、将来生まれてくるであろう子どもは個別的存在ではなく、つねに国家や社会を構成する人口の一要素としてしか把握されていなかったと言える。換言すれば、個々の子どもは、国家や社会全般の質を維持・向上させるための手段でしかなかったということである。他方、それと正反対に、実際にこの世に生まれ出た子どもの親たちは、たとえ優生学的知識を持っていたとしても、その子が持つて生まれた形質や素質が社会的にどのように評価されるのかに関わらず、その子の個としての存在価値を尊重するという傾向を示してきた。たとえば、上述の『婦女新聞』の投稿欄や相談欄などに寄せられた読者からの意見を見れば、多くの場合、彼らの関心が国家や社会にはなく、「わが子」にのみ注がれていたことがわかる。また、国家の利害を優先する形で立案され実施された優境学的実践としての戦時類才教育においても、国家の救済という目的意識は、現場の教師や生徒たちによって必ずしも共有されていなかったようである。当時生徒であった人々の回想からうかがい知ることができるのは、自らが特別科学組に選ばれたことに対するプライドや、戦局が悪化していく状況にもかかわらず恵まれた環境で教育を受けることができたことに対する感謝や喜びといった私的な感情のみである（藤川信夫「戦時類才教育の変わり身を可能にしたもの―政治的言説と実践的言説のズレ―」及び『婦女新聞』に見る優生思想の浸透過程―抵抗としての「親心」と見えざる将来への「不安」―参照）。

第二に、優生学的知識の普及・啓蒙を目指す優生学者たちは、言うまでもなく、程度の差こそあれつねに子どもの成長過程に作用する遺伝的重要性を主張してきた。しかし他方で、親たちの多くは、優生学的知識を有していたとしても、教育環境の重要性を信じるか、もしくは、教育環境の改善を求めていた。たとえば、上述の『婦女新聞』からは、障害をもつ子どもの親たちが、わが子の成長における日々の小さな進歩に対してさえ、自らの配慮と教育努力を評価する傾向にあったことがわかる。逆に、「優れた」素質をもつと考えられる子どもをもつ親たちは、わが子の将来を見通すことができない不安から、わが子を現実的に「優れた」大人にすべく（優生学的予言を成就すべく）早期教育に走ったのである（藤川信夫『婦女新聞』に見る優生思想の浸透過程―抵抗としての「親心」と見えざる将来への「不安」―参照）。

しかし、だからと言って、優生学が教育に対して実際にはほとんど影響力を持ちえなかったということではない。たしかに、今後、少なくとも日本では、国家や社会の利害によって、特定の遺伝的素質を持った子どもを生み出すようにする優生学的実践は行われまいだろうし、ましてや、かつてナチス・ドイツが行った障害者の殺害やユダヤ人の大量虐殺のような暴力が繰り返されることはないだろう。しかし、特定の遺伝的素質を持ったわが子を持ちたい、もしくは持ちたくないという個々の親の優生学的欲望（内なる優生思想）は、七〇年代以降のナチス優生学批判にもかかわらず、いやむしろナチス優生学批判故に、より純化された形で今日でも無傷のまま生き延びていると言える

〔森岡次郎「新優生学的欲望」と「他者への欲望」参照〕。

さらに言えば、わが子が持つ特定の遺伝的素質の発現を促したい、もしくは抑制したいという個々の親の優境学的欲望（「内なる優境思想」と呼ぶこともできる）もまた無傷のままである。しかもこの欲望は、優生学的欲望の場合とは異なり、今日の市場原理主義的教育政策が継続される限りに対して、たとえ戦時英才教育のように国家・社会の利害から子どもたちの遺伝的素質の発現を管理・制御しようとする優境学的教育政策が行われなかったとしても、わが子の社会的成功を願い互いに競い合う個々の親たちの優境学的欲望の集合として、結局はそれと同じ結果をもたらすことになるだろう。

それではそもそも「優生学の何が非倫理的なのか」。問題は、たとえ親となる者の「自己決定」に基づく優生学的実践であれ、すでに親である者の「自己決定」に基づく優境学的実践であれ、いずれも将来生まれてくる子ども、もしくは現に存在する子どもの「自己」を見ていないという点にある。国家や社会が、あるいは親（となる者）たちが、子どもの「自己」を見ない限り、優生学的実践や優境学的実践を食い止める術はないだろう。そしてそうした実践の結果としてこれまで予期しなかったような様々な問題が生じてくるだろう。

まず第一に、遺伝子改造によって作り出された人間とそうでない人間との間の格差の問題がある。たしかにこの問題は、そうした技術を利用できる機会が人々に均等に分配されれば解決されるのかもしれない。しかし、もしそうだったとしても、今度は、一つの国家や社会が自然環境の激変によって絶滅の危機に瀕することになったり、あるいは社会的環境の激変に適応できない大量の失業者を生み出すという事態が生じることになるだろう。第二に、精子バンクから得た精子で妊娠した母親から生まれた子どもが父親探しの旅に出るように、デザイナーズ・ベイビーも、やがて大人になったとき、自らの由来を、自らのアイデンティティを求めて、あてどなき旅に出ることになるかもしれない。第三に、彼／彼女は、生涯、親の制作意図を超えて「自律」の状態に到達することができず、永遠の未成年状態にとどまることになるだろう。つまり、どこまで行っても「私は私自身が生み出した作品である」と言える日が来ないということである。ここからはさらに様々な問題が派生してくる。たとえば、彼／彼女が成人した後、犯罪を犯し、そして「私に責任はない、私を犯罪者として生み出した親を裁くべきだ」と申し立てたとしよう。こうした申し立てに対して、われわれはどう対応したらよいのだろうか。第四に、遺伝子改造によって生まれてきた生徒の学業成績をどう評価すべきかという実際の問題も生じるだろう。その成績は、彼／彼女自身の努力の結果なのだろうか、それともその親の優生学的努力の結果なのだろうか。この評価をめぐる問題は、どのような能力がどの程度遺伝と環境に依存するのが科学的に厳密に解明されない限り解決されないだろう。

優境学的実践についても様々な問題が生じるだろう。まず第一に、たとえば「テイラーメイド教育」を受けることのできた人間とそうでない人間との間の格差の問題がある。この問題も、こうしたサービスを利用できる機会を均等に分配することによって解決されるのかもしれない。しかし、他方で、普遍的応用力を持たないため、社会環境の変化に適応できない人々を大量に生み出すことになってしまうだろう。第二に、いかなる親であれ、わが子がその都度の社会的・歴史的状況の中で高く評価されている遺伝的素質を備えていることを望むはずである。だとすれば、現に大正期にそうであったように、多くの親たちは、遺伝的能力を測定する診断テスト（IQテストなど）で好成績を修めさせるべく、わが子を特殊な訓練プログラム（そのプログラムの存在自体が、逆説的に「遺伝的能力」など存在しないということの証明となってしまうにもかかわらず）に参加させるだろう（藤川信夫『婦女新聞』に見る優生思想の浸透過程―抵抗としての「親心」と見えざる将来への「不安」―参照）。あるいはまた、今日医療領域で、患者が自ら望む診断結果と処方を出してくれる医師に出会うまで主治医を次々と変えていくというドクター・ショッピング問題が生じているのと同様に、たとえば「テイラーメイド教育」についても、入学や入塾に際して親が望む遺伝診断結果（あなたのお子さんには音楽の遺伝的才能があります」等々）を出してくれるまで学校や塾を求めて彷徨い歩くス

クルル・ショッピンク問題が生じるだろう。

「優生学からみた子ども」。本稿に付したタイトルにはアイロニーが込められている。このタイトルは空所を指し示しているからである。優生学からは子どもが見えない。優生学は子ども自身の立場に立つことができないのだ。それは、この学問が、「良い生まれについての学問 eugenics」という名を持つ限りにおいて、最初から背負い込んでしまっている宿命である。優生学は、「良い子孫、理想としての子孫の生殖と育成のみを追求する学問である。そしてそこに、教育(学)と優生学との決定的な断絶点があると言えるだろう。

教育(学)の宿命

もし優生学がそうした宿命を背負い込んでいるのだとすれば、それとの対比によって教育(学)が背負う宿命についても論じることができるだろう。そしてその論議を通じて、我々の共同研究の立ち位置も明らかになるだろう。

昨今流行の脳研究と同様に優生学もまた、それが追求する最終目標は人間に対するマニピュレーションの完全性にあると言えるだろう。そしてそれは、過去の歴史に関する反省を踏まえ、少なくとも国家の利害から自由な形での「自己決定」(その「自己」がいったい誰なのかは慎重に考える必要があるが)と科学的実証性を担保とすることになるだろう。もし仮にこの目標が達成されたと仮定してみよう。その時、優生学的理論と実践の対象としての人間と動物や機械との間に引かれてきたボーダーラインは消え失せ、他方では、操作の完全性を手にした優生学研究者や彼らの研究成果を応用する優生学的実践家たちと神仏との間に引かれていたボーダーラインも完全に消滅することになるだろう。しかし、両者の間の関係は、もはや人と人との関係ではなく、いわば万能の神仏とモノとの関係へと転じる。ここでは、優生学の理論家や実践家とその対象との間には何の雑音も混濁もなく完全に透明であり、そして後者は前者の手足のように連続している。その時、我々の手足がそうであるように、我々の意のままになるが故に、我々はこれに対する興味・関心も失ってしまうだろう。優生学は、eugenics というその名を保持する限り、そうした地点へと向かって突き進んで行くのである。

これは極端な思考実験にすぎず、そうした事態が実際に生じることは考え難い。にもかかわらず、敢えてそうした思考実験を行ったのは、多様な人と人との関係のあり方が位置づく連続的スペクトルの一方の極を見定めるためである。

では、このスペクトルの反対側の極はどのようなものなのか。上述のような操作の完全性を嫌悪し、これに抵抗することはごく普通に考えられるし、実際、たとえば『婦女新聞』に見て取れる親たちの態度や「青い芝の会」の運動のような実例を挙げることもできる。しかし、そうした嫌悪感や抵抗が向かうベクトルを最大限に延長した先では、人と人との関係はどのようなものになるのだろうか。そこでは、今度は、人と人との関係それ自体が消滅することになる。人が互いに相手の状態を変えようというような関心も意図も全くもたないという関係。これもまた、現実にはほとんどありそうもない関係である。むしろ、それがもし実現された時、それはもはや関係と呼べなくなると言った方がよい。というのも、人と人が出会う時、少なからず互いに何らかの影響を受け変化するものだからである。例えば、ことさらに相手の状態を変えさせたいと思わなくとも、ただ相手と会話を交わしただけで相手はそこから何らかの知識を得てしまうだろうし、相手の話を聞いただけでも、相手から不安や悲しみを取り除くことになってしまいうる。逆に言えば、相手方の一切の変化を封じてしまうような関係を計画し実践するのはほとんど不可能に近い。

これらの両極を考える時、教育(学)は、この連続的スペクトルの両極、すなわち完全なマニピュレーションと関係の遮断という極の間に位置していると言えるだろう。ここで、自動車のメタファーを用いるならば、教育(学)は、いわば前者の極に向かってアクセルを踏みながら同時にブレーキを踏んでいるような運動状態にあると言えるのかもしれない。教育(学)の歴史を概観すれば、基本的に、教育(学)が前者の極を指向していることに間違いはないだ

らう。しかし、ロマン主義教育学や新教育運動のことを想起すれば、前者の極への指向性がある闕値（それは歴史によつて規定される）を超えた時、ブレーキが踏まれるようである。なぜブレーキが踏まれてしまうのか。それは、この自動車旅行の目的が、実は終点に到達することではなく、終点へと向かうプロセス自体を楽しむことにあるからなのかもしれない。逆に、ブレーキをあまりに強く踏みすぎて自動車を止めてしまってもならない。ましてや、Uターンをして後者の極を目指すならば、その運動はもはや教育（学）とは呼ばれなくなるだろう。というのも、それは、人と人との関係そのものの遮断を指向するものだからである。このメタファーを用いるならば、例えば、反・教育学は、大きくUターンをして後者の極を目指した試みとして特徴づけることができるだろう。しかし、この自動車にも、目的地への到達を遅滞させるブレーキが作用する。というのは、教育（学）批判は、批判される対象あつての批判であり、もしその対象が失われれば自らの運動の意義も失われるからである。あるいは、例えばアリス・ミラーにおける理想的世代関係（寄り添うこと）が示唆するように、反・教育学は、後者の極、すなわち人と人との関係の遮断を本気で指向するものではなく、いわば逆向きの自動車旅行を楽しみつつ、近代の教育学に抗う身振りを見せてくれただけなのかもしれない。さらに、同じメタファーを用いるならば、ポストモダン・インパクトの後の今日の教育（学）は、さしずめ急ブレーキをかけ、タイヤがロックし、横滑りを続けている状態に喩えることができるかもしれない。いずれにせよ、教育（学）は、完全なマニピュレーションという極を目指してアクセルを踏みつつ、同時にブレーキを踏むというパラドキシカルな試みを宿命づけられているように思われる。このように考える時、我々の共同研究の立ち位置についても改めて考えさせられる。そうした研究者の自己省察は、歴史的人間学における「二重の歴史性」（クリストフ・ヴルフ編『歴史的人間学事典3』参照）に対する反省の要請から見ても不可欠であろう。さて、立ち位置と言つても、詳細に見れば、すべての著者に共通する立脚点が存在するわけではないし、一人の著者においてすら章によつて立ち位置が異なることがある。また、アプローチも様々である。しかし、いずれにせよ、論文集全体を通読すれば、著者たちにとつてそうした意図はなかったにせよ、優生学と教育（学）に対するイデオロギー批判の書に読めてしまうのかもしれない。もしそうだとすれば、それは、新自由主義的教育政策のもとの自己決定・自己責任論、教育の商品化と効率主義、査察主義の台頭とモラル・ハザードといった現代の教育をめぐる時代状況を背景に、著者たちの多くが同時に強くブレーキを踏んだことによるのかもしれない。あるいは、読者の側にもそうした「ブレーキもの」として我々の論文集を読みたいという欲求があるのかもしれない。そして、我々の共同研究は、このブレーキによつてタイヤをロックさせ、横滑り、もしくはスピンを続けているところである。スピンの止まったとき、そこからどこへ向けて進み始めるのか。それは我々にもわからない。これもまた、教育をめぐる今後の時代状況次第である。

文献 米本昌平・松原洋子・棚島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会―生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社、2000年。

藤川信夫（編著）『教育学における優生思想の展開―歴史と展望』勉誠出版、2008年。

クリストフ・ヴルフ編『歴史的人間学事典3』